事　務　連　絡
令和８年１月 26 日

各都道府県・指定都市・中核市こども政策主管部（局）
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課
各都道府県・指定都市・中核市乳児等通園支援事業
（こども誰でも通園制度）担当課
各都道府県・指定都市・中核市放課後児童クラブ担当課
各都道府県・指定都市・中核市児童館担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て短期支援事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て世帯訪問支援事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市児童育成支援拠点事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市地域子育て支援拠点事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）担当課
各都道府県・指定都市・中核市母子保健主管部（局）
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課
各都道府県・指定都市消費者行政担当課

御中

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁成育局母子保健課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
消費者庁消費者安全課

教育・保育施設等における食品等の誤嚥による窒息事故の防止について

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

標題については、これまで、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成 28 年３月 31 日付け、府子本第 192 号、27 文科初第 1789 号、雇児保発 0331 第 3 号）（以下、「ガイドライン」という。）のほか、消費者庁公表資料「食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！－気管支炎や肺炎を起こすおそれも、硬い豆やナッツ類等は５歳以下の子どもには食べさせないで－」などによって注意喚起を行ってきたところですが、毎年、食品等の誤嚥による窒息事故が発生しています。

特にこれからの時期は、多くの教育・保育施設等において、節分行事が実施されると考えられますが、過去には、節分行事中に炒り大豆を誤嚥したことによって窒息したと考えられる死亡事故が発生していますので、実施の際は安全への十分な配慮をお願いします。

また、この機会に改めて誤嚥による窒息事故の防止のために注意すべき事項について、ガイドライン、消費者庁公表資料、別添啓発資料等を確認いただくとともに、保育や給食に従事する者をはじめ、全職員や関係事業者に情報を共有するなど、事故防止及び事故発生時の対応に万全を期すよう、管内市区町村及び施設・事業所に対して周知徹底していただくようお願いします。

【参考資料】

○　教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（内閣府、文部科学省、厚生労働省）
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/

○　令和６年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究事業」
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/report/

○　食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！（消費者庁）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/

○　みんなの消費安全ナビ Vol.656（消費者庁）
豆類などをはじめとする食品での窒息や誤嚥に注意！
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20250123/

○　食品によるこどもの窒息事故　防ぐための工夫とは？（こども家庭庁）
https://cdr.cfa.go.jp/contents/2024/05/

【問合せ先】

- **ガイドラインに関すること**
  こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
  Tel:03-6858-0183

- **保育所及び認定こども園（幼稚園型を除く）に関すること**
  こども家庭庁成育局成育基盤企画課企画法令第二係
  Tel:03-6861-0054

- **認可外保育施設に関すること**
  こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
  Tel:03-6858-0133

- **乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関すること**
  こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
  Tel:03-6858-0078

- **放課後児童クラブ及び児童館に関すること**
  こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
  Tel:03-6861-0303

- **子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業に関すること**
  こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
  Tel:03-6861-0224

- **地域子育て支援拠点事業及びファミリー・サポート・センター事業に関すること**
  こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
  Tel:03-6861-0519

- **産後ケア事業に関すること**
  こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係
  Tel:03-6862-0413

- **障害児支援事業に関すること**
  こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
  Tel:03-6861-0063

- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園(幼稚園型)に関すること**
  文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
  安全教育推進室学校安全係
  Tel:03-6734-2966

教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食材整理表

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」において、使用を避ける食材や調理を工夫する食材について「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を基に整理しましたので、ご活用ください。なお、本整理表に掲載した食材以外でも、誤嚥事故が発生する可能性があることを念頭に置いて、食事の見守りを行いましょう。

使用を避ける食材

粘着性が高く、飲み込みにくい

- もち
- 白玉団子

球形や大きさから、気道に入りやすく、つまりやすい

- 乾いたナッツ・豆類
- ミニトマト
- ぶどう
- さくらんぼ
- 個装チーズ
- うずらの卵
- アメ類・ラムネ

弾力性があり、噛み切りにくい

- いか
- こんにゃく

やむを得ず使用する場合の留意点➡

- ミニトマト：4等分して形や大きさを変える
- ぶどう・さくらんぼ：4等分して形や大きさを変えて、口内に残る皮も取り除く
- 個装チーズ：加熱して形や大きさを変える
- こんにゃく：「糸こんにゃく」で代用する

調理を工夫する食材

●「年齢等」はあくまで目安です。**こどもの口腔機能（咀嚼・嚥下）の発達状況や、当日の体調等に応じて調理を工夫しましょう。**
●離乳期においては、家庭で喫食経験がない食材の提供は避けましょう。

年齢等 ／ 食材

弾力性がある又は繊維が残るため、飲み込みにくいもの

- 葉野菜
- きのこ類
- わかめ
- ソーセージ
- 薄切り肉

唾液を吸収して、飲み込みにくいもの

- ゆでたまご
- ひき肉

食塊の固さや切り方によってつまりやすいもの

- りんご
- なし

固くて噛み切れない又は噛みちぎりにくいもの

- えび
- 貝類
- おにぎりのり

離乳期

<離乳初期>（5～6か月頃）	<離乳中期>（7～8か月頃）	<離乳後期>（9～11か月頃）	<離乳完了期>（12～18か月頃）
歯はまだ生えていない子が多い。	前歯が生え始める。	徐々に前歯が生えそろっていく。	前歯8本が生えそろい、奥歯が生え始める。
なめらかにすりつぶした状態にする	舌でつぶせる固さにする	歯ぐきでつぶせる固さにする	歯ぐきで噛める固さにする

やわらかくなるまで加熱する

●生の状態、すりおろしただけの状態では与えない。

具体的な加熱方法は？

離乳期に提供することは避ける

●「おにぎりのり」は、「きざみのり」で代用する。

1歳6か月～3歳頃

2歳頃	3歳～3歳6か月頃
前から4番目の歯まで生えそろう。	乳歯（20本）が生えそろう。

●大人よりはやわらかめの固さ

●大きさは1㎝程度から、口腔機能の発達状況に応じて段階的に調整していく

個別食材のPOINT

●ソーセージ：縦半分に切る（太さや長さも調整する）
●ひき肉：とろみをつける

●近年の誤嚥に関する重大事故は、離乳期のこどもが「りんご」、「パン」を食べた時に多く発生していますので、食材の調理や提供方法等に十分注意してください。

MS&AD MS&ADインターリスク総研

行事やイベント食の注意点

各行事やイベントは、こどもたちの毎日を楽しくすることはもちろんのこと、季節の移り変わりや伝統文化に慣れ親しむことなどの狙いがあり、こどもたちの生活を豊かにし、多くの学びや成長の機会となります。

一方で、そうした行事やイベントで提供される食材による事故も少なからず発生しています。行事やイベントを安全に実施するために、以下の例を参考に提供する食材の見直しや実施内容などを検討しましょう。

例1 園庭での栽培活動や農業体験等

- 誤嚥事故防止の観点から「教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食材整理表」において**「使用を避ける」**とされている食材は、栽培活動や果物狩りにおいても注意が必要です。
- 農業体験等で収穫した季節の果物や野菜等も、こどもに与える際には大きさや固さなどに注意が必要です。
- 収穫時でなくても、こどもが手に取って口に入れてしまうこともあります。栽培場所にも注意が必要です。

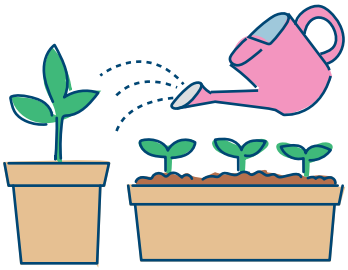

例2 節分行事での鬼打ち豆

- 鬼退治の場面では煎り大豆を使わずにボールを使う等の工夫をしている施設もあります。

例3 お月見行事での団子、餅つき行事での餅

- 団子や餅を提供しなくても、飾りや遊びなどを通して風習や文化を学ぶこともできます。

教育・保育施設等における窒息事故発生時の対応フロー

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」において、窒息事故発生時の対応フローについて、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等を基にとりまとめましたので、ご活用ください。

窒息が疑われるこどもを発見

意識を確認する、大声で人を呼ぶ

- **119番に連絡し、必要に応じて指示を仰ぐ**
  「救急です」「窒息です」「意識の有無」
- **AED依頼**
- **保護者へ連絡**

乳児　窒息の兆候

1歳未満の乳児の場合はチョークサインを示さず、手を上げて目を見開く動作をします。

幼児　窒息の兆候

のどをつかむ動作(チョークサイン)をします。そして、急に顔色が悪くなり、よだれを垂らして、苦しそうな顔をして声が出せなくなります。

意識がある

- 咳をしているのは、少しでも呼吸ができている状態である
- 咳により食塊を排出できそうであれば様子をみる
- 本人の咳込みにまかせ、背中を軽くたたいたり、さすったりする
- 目に見えない食塊を指で取ろうとすると、逆に押し込んでしまうので指を入れない

- 咳込む
- 苦しそうに泣く
- しゃべれる(苦しいよ等)
- 呼吸が苦しそう、呼吸困難
- 口や目の周りが青白くなっている

異物除去法の動画
出典:JapaneseRedCrossPR

状況を救急隊に伝え、救急隊の指示によっては、異物除去法を試す

意識がない

- 呼吸の確認(10秒以内に呼吸の有無を判断する)
  ⇒お腹や胸が動いているかを見る、もしくは手で触れて確認する

呼吸あり

安静にし、体を横に向けて様子をみる(観察を続ける)

呼吸がなくなったら

呼吸なし

異物除去法を行う

1歳未満

背部叩打法(はいぶこうだほう)と胸部突き上げ法を繰り返す

背部叩打法(はいぶこうだほう)(1歳未満)
片手にこどもをうつぶせに乗せ、手のひらで下あごを持ち、顔を支えて頭を低くし、背中の真ん中を平手で連続して5回叩く。

5回叩く

繰り返す

5回押す

胸部突き上げ法
片手にこどもを仰向けに乗せ、手のひらで後頭部を持ち、体をしっかり支える。
心肺蘇生と同じように、左右の乳頭を結んだ線の中央で少し足側を、指2本で5回押す。

1歳以上

背部叩打法(はいぶこうだほう)と腹部突き上げ法を繰り返す

背部叩打法(はいぶこうだほう)(1歳以上)
こどもの後ろから片手(もしくは太もも)を脇の下に入れ、胸と下あご部分を支えて、あごをそらせる。片手の付け根で両側の肩甲骨の間を強く迅速に5回叩く。

5回叩く

繰り返す

5回圧迫

腹部突き上げ法
こどもの後ろから脇の下へ両腕を回し、みぞおちの下あたりで片方の手を握り拳にして、もう片方の手で包み込み、腹部を手前上方へ5回圧迫する。(1歳以上のみ)

動画の出典:東京消防庁公式チャンネル

意識・呼吸がなくなったら

心肺蘇生法を行う(布団の上では行わない)

- 胸骨圧迫を強く速く　30回
- 人工呼吸(入らなくても2回まで)

繰り返す

口の中の食塊が見えたら、可能な場合は取り除く

AED到着 ガイダンスの指示に従う

- 心肺蘇生を継続しながら電極パッドをとりつける
- 電極パッドは衣類の上から貼り付けない
- 汗等でこどもの体がぬれた状態や薬剤(気管支拡張テープ、湿布など)等を貼ったままで行わない
- 呼吸が回復しても電極パッドは貼り付けたまま電源は切らない

- 呼吸が回復した場合、安静の体勢をとる
- 呼吸が回復しない場合、救急隊の到着までガイダンスの指示に従いながら胸骨圧迫を続ける(**心肺蘇生法を繰り返す**)

異物を除去できたら

- 意識を確認する
- 体を横向きにし口の中を確認する
- 安静にして経過観察をする

救急隊が到着したら指示に従う
腹部突き上げ法を実施した場合、内臓を痛めている可能性があるため、救急隊にその旨を伝える

MS&AD　MS&ADインターリスク総研